

# つながろまい「蟹江」利用までの流れ

## 1 [施設（施設管理者）の登録]

### 1. 利用申請

施設（施設管理者）は、

- ①利用規約「つながろまい海部津島利用規約」「つながろまい蟹江利用規約」に同意する。
- ②ポータルサイトの「施設管理者メニュー」内、「施設登録申請」から登録申請を行う。
- ③「つながろまい海部津島参加同意書」をサービス運用者（町高齢介護課）へ提出する。

\*参加できる事業所：医師会・歯科医師会・薬剤師会会員、蟹江町内の介護サービス事業所、その他蟹江町が認めた事業所

### 2. 承認申請

サービス運用者（町高齢介護課）は「つながろまい海部津島参加同意書」とポータルサイトからの申請内容を確認後、登録を承認する。

### 3. 電子証明書のインストール

- ①施設管理者は、サービス運用者（町高齢介護課）からメールにて承認通知を受け取り、そのメールに記載されているURLから電子証明書をインストールする。
- ②ログインを確認する。

## 2 [利用者の登録]

### 1. 利用希望

利用希望者は、施設管理者へ「つながろまい蟹江」の利用希望があることを伝える。

### 2. 利用登録

施設管理者は、ポータルサイトから利用希望者の登録を行う。

### 3. 電子証明書のインストール

- ①施設管理者は、サービス運用者（町高齢介護課）から、メールにて承認通知を受け取り、そのメールに記載されているURLから電子証明書をインストールする。
- ②ログインを確認する。

# つながるまい「蟹江」利用までの流れ 〔患者および支援チームの登録〕

## 1. 患者（家族） へ説明

- ①支援チーム内で在宅療養者の情報を共有することを確認する。
- ②在宅療養者へ説明する人を選定する。（かかりつけ医やケアマネージャー、訪問看護師等）
- ③つながるまい蟹江」について説明、情報共有について説明をする。

## 2. 同意書の記載

- ①患者（家族）が同意書へ必要事項を記載する。
- ②同意書は患者（家族）と町高齢介護課が1枚ずつ保管する。

## 3. 同意書を提出

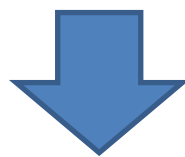
町高齢介護課へ同意書を提出し、同意を得た患者の情報と支援チーム登録希望メンバーを報告する。

## 4. 患者登録と 支援チーム登録

- ①患者（家族）から同意を得た者が患者登録・支援チームを登録する。
- ②支援チーム内で「つながるまい蟹江」へ参加していない事業所へ参加を促す。

## 5. 支援チームに 連絡

町高齢介護課から支援チームに加わった全事業所へ、情報共有開始について連絡する。



支援チームによる情報共有スタート

- \*運用者は蟹江町であり、登録患者や支援チームの把握・管理を行います。
- \*支援チームの追加や削除、情報共有の終了等の際には、町高齢介護課へご連絡ください。